

化学物質取扱事業者のためのQ&A

経済産業省
化学兵器・麻薬原料等規制対策室
2019年12月

はじめに

「化学兵器禁止法」(以下「化兵法」という。)では、

- ① 第一種指定物質を製造・抽出・精製(副生成を含む。以下、「製造等」という。)又は使用する事業者
- ② 第二種指定物質を製造する事業者
- ③ 有機化学物質並びに特定有機化学物質を製造する事業者
- ④ (第一種、第二種)指定物質を輸出・輸入する事業者

は、それぞれ、その活動の予定や実績を、事業所ごとに経済産業省に届け出ることを義務付けています。

事業者の皆様は、このQ&Aをご覧ください、対象者である場合は届出をしてください。

また経済産業省に届け出された内容は、化学兵器禁止条約(以下、単に「条約」という。)に基づき、経済産業省から、オランダにある国際機関の化学兵器禁止機関(以下、「OPCW」という。)に申告しています。

なお、申告に基づき、OPCWでは事業者(所)を無作為に選別して、申告情報が正しいことや、申告された物質等が化学兵器剤の製造に転用されていないことを検証する国際検査を実施しており、日本国内では年間20回程度行われています。

届出をされた事業者の皆様は、このQ&Aをご覧ください、将来の国際検査に備えてください。

* Q&Aの電子版(pdf)は、各種参考資料のURLにリンクしています。電子版は、経済産業省ホームページ(下記)に掲載していますので、併せてご活用ください。

経済産業省ホームページ「化学兵器禁止関連施策(届出・申告関係)」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

届出・申告から国際検査まで(Q&A)

<届出編>

- Q1-1: [化学兵器や関連物質は、製造も使用も一切していません。それでも、届出は必要ですか？](#)
- Q1-2: [特定の化学物質の製造や使用について、許可や届出が必要なのはなぜですか？](#)
- Q1-3: [事業所で取り扱うすべての化学物質について届出と申告が必要ですか？](#)
- Q1-4: [当社では化学物質の輸出（輸入）をしており、製造や使用はありません。届出や申告は必要ですか？](#)
- Q1-5: [複数の事業所について、本社でまとめて届け出ることはできますか？](#)
- Q1-6: [製造、使用、輸出入の届出をしないとどうなりますか？](#)
- Q1-7: [過去の届出に間違いや不足があることが判明しました。罰せられてしまうのですか？](#)
- Q1-8: [届出後に製造物や製造工程に変更が生じました。どうすればよいですか？](#)
- Q1-9: [届出をした後、書類はどのように取り扱われますか？](#)
- Q1-10: [通関前に外国へ返送した指定物質は輸入の届出をする必要がありますか？](#)

<国際検査編>

- Q2-1: [化学兵器禁止機関（OPCW）による国際検査とは何ですか？](#)
- Q2-2: [検査の対象施設はどのように選ばれるのですか？](#)
- Q2-3: [当社は化学兵器の製造とは無縁です。それでも検査を受け入れなければなりませんか？](#)
- Q2-4: [会社の行事等で急な受入れは困難です。日程変更はできますか？](#)
- Q2-5: [検査が決まってから実際に開始されるまでの流れはどうなっていますか？](#)
- Q2-6: [検査はどのような流れでおこなわれますか？](#)
- Q2-7: [企業秘密に関する部分は検査の拒否が可能ですか？](#)
- Q2-8: [検査における言語は何ですか？](#)
- Q2-9: [検査に費用はかかりますか？](#)
- Q2-10: [検査に同行するNITE\(ナイト\)とはどのような機関ですか？](#)
- Q2-11: [検査の結果は公表されるのですか？](#)
- Q2-12: [検査で問題を指摘された場合、どうすればよいのですか？](#)
- Q2-13: [検査は一度だけですか？](#)

<届出編>

Q1-1: 化学兵器や関連物質は、製造も使用も一切していません。それでも、届出は必要ですか？

A1-1: 化兵法では、化学兵器の原材料となり得る化学物質を広く定めており、それらを「製造等」や「使用」又は「輸出入」する場合、事業者には、届出が義務付けられています。

Q1-2: 特定の化学物質の製造や使用について、許可や届出が必要なのはなぜですか？

A1-2: 化学兵器の原材料となり得る物質は化学兵器の製造に転用される恐れがあり、条約に基づき適正に管理する必要があるためです。

Q1-3: 事業所で取り扱うすべての化学物質について届出と申告が必要ですか？

A1-3: 化兵法では届出の対象が定められており、

- ① 「第一種指定物質」は、「製造等」と「使用」の「予定」と「実績」
- ② 「第二種指定物質」は、「製造」の「予定」と「実績」
- ③ 「有機化学物質」及び「特定有機化学物質」は、「製造」の「実績」

（「一部のヒ素化合物を除く無機化合物」や「高分子重合物」等は対象外）

について、それぞれの閾値を超えた場合、届出が必要です。また、輸出入を行う場合も届出が必要です（「指定物質」のみ）。

具体的には経済産業省のホームページを参照いただくか、管轄の経済産業局または経済産業省化兵室まで、お問い合わせください。

Q1-4: 当社では化学物質の輸出（輸入）をしており、製造や使用はありません。届出や申告は必要ですか？

A1-4: 化兵法の対象である指定物質を輸出または輸入すると、貴社で製造や使用をしなくても化兵法に基づく届出の義務が生じます。届出の対象については、経済産業省のホームページをご覧ください。

Q1-5: 複数の事業所について、本社でまとめて届け出ることできますか？

A1-5: 届出は、事業所ごとに行う必要があり、本社や主要事業所でまとめて行うことはできません。

Q1-6: 製造、使用、輸出入の届出をしないとどうなりますか？

A1-6: 30万円以下の罰金に処されることがあります。

Q1-7: 過去の届出に間違いや不足があることが判明しました。罰せられてしまうのですか？

A1-7: 違反が軽微な場合には、修正していただければ足りませんが、悪質な違反の場合には罰金に処されることがありますので、間違いが判明したら、速やかに、管轄の経済産業局にご連絡願います。

Q1-8: 届出後に製造物や製造工程に変更が生じました。どうすればよいですか？

A1-8: 変更が生じる30日前までに届け出をしなければならない場合がありますので、余裕をもって、管轄の経済産業局にご相談いただくか、経済産業省のホームページを参照のうえ、対応をお願いいたします。

Q1-9: 届出をした後、書類はどのように取り扱われますか？

A1-9: 届け出られた書面は、各経済産業局で内容を確認した後、経済産業省本省で保管するとともに、OPCWに申告されています。そして、OPCWでは、申告された情報を基に、対象事業所を選定して、国際検査を行っています。

Q1-10: 通関前に外国へ返送した指定物質は輸入の届出をする必要がありますか？

A1-10: 外国から輸送された指定物質を一時保税倉庫に保管したのち、輸入通関手続を行わずに、返送又は第三国へ向けて積み替え等する場合は、輸入には当たりませんので化兵法の届出は必要ありません。

なお、外為法など他法令に関する手続きについては、別途ご確認ください。

<国際検査編>

Q2-1: 化学兵器禁止機関（OPCW）による国際検査とは何ですか？

A2-1: 事業者からの申告情報に基づき、OPCWが、事業所へ検査官数名を派遣し、申告情報が正しいことなどを確認します。検査は数日間行われ、施設への立入検査や入荷－製造－出荷等の記録検査が行われます。

なお、検査には、経済産業省及び(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の担当官が同行し、サポートします。

Q2-2: 検査の対象施設はどのように選ばれるのですか？

A2-2: 我が国では、平成9年以降現在までに数百回（年間20事業所前後）実施されています。検査対象になる事業所は、OPCWが、[検証しきい値](#)（届出参考資料集15頁）を超える事業者を対象に無作為に選定し、我が国に通告されています。したがって、違反の疑いがあるから検査対象になったわけではありません。

Q2-3: 当社は化学兵器の製造とは無縁です。それでも検査を受け入れなければなりませんか？

A2-3: 国際検査は、化学兵器原料の製造とは関係ないことを確認するためのものであり、条約上、受入れを拒否することはできません。

Q2-4: 会社の行事等で急な受入れは困難です。日程変更はできますか？

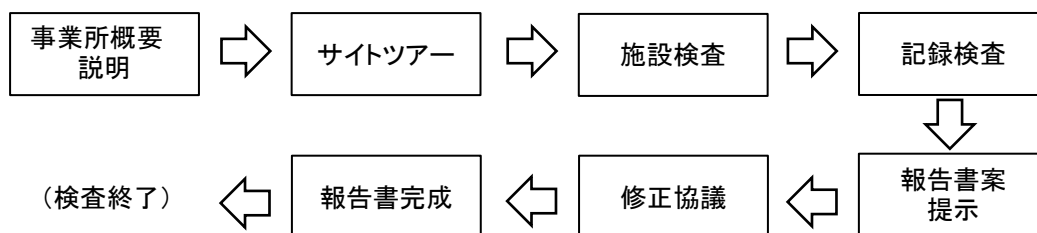
A2-4: 日程通告のあった検査は、災害など特殊事情がない限り、日程変更できません。

Q2-5: 検査が決まってから実際に開始されるまでの流れはどうなっていますか？

A2-5: 検査の通告は、抜き打ちで、検査の前の週にOPCWから日本政府に行われ、直ちに対象事業所に電話でご連絡します。併せて、検査時に必要となる書類や対応方法について、ご案内するとともに、検査開始までのあいだに経済産業省の担当官が事業所に伺い、準備いただく資料等の確認など、事前に具体的なサポートを実施しています。

Q2-6: 検査はどのような流れでおこなわれますか？

A2-6: 概要は以下の通りです。また、経済産業省ホームページに対応マニュアルを掲載しています。



Q2-7: 企業秘密に関する部分は検査の拒否が可能ですか？

A2-7: 企業秘密を開示する義務はありません。例えば、企業秘密の設備箇所を覆い隠す、記録類にマスキングするといった措置を講じることも可能です。

Q2-8: 検査における言語は何ですか？

A2-8: 検査には英語を使用することになっていますが、OPCWが通訳を同行させますので、事業者の皆様は日本語でご対応ください。

Q2-9: 検査に費用はかかりますか？

A2-9: 国際電話料金等の実費は償還され、費用はかかりません。ただし、コピー代、検査機材の電気料金等をご負担をお願いしています。

Q2-10: 検査に同行するNITE(ナイト)とはどのような機関ですか？

A2-10: NITEは、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図るために設立された独立行政法人で、正式名称は製品評価技術基盤機構です。NITEの職員は国家公務員と同様に守秘義務があり、化兵法により国際検査への立会いが認められています。

Q2-11: 検査の結果は公表されるのですか？

A2-11: 検査を受けたこと自体や検査の結果は、OPCW及び国内当局内で機密情報として取り扱われ、公表されることはありません。

Q2-12: 検査で問題を指摘された場合、どうすればよいのですか？

A2-12: 指摘に従い、正確な届出や、適切な化学物質管理に努めてください。
なお、過去に例はありませんが、OPCWから日本政府に対して勧告等がなされた場合、経済産業省から事業所に対して改善措置をお願いせざるを得ない場合もありますので、そうならないよう、平素からの正確な届出と、国際検査実施時の協力をお願いします。

Q2-13: 検査は一度だけですか？

A2-13: 検査対象は無作為に選定され、同じ事業所が複数回対象になることがありますので、一度検査を受けた事業所も、引き続き正確な届出をお願いします。

<参考資料>

1. [対象物質と必要な届出一覧](#)
2. [化学兵器禁止法届出参考資料集](#)
3. 届出・申告閾値：
 - [届出しきい値](#)
 - [申告しきい値](#)
4. 「特定物質」、「第一種指定物質」及び、「第二種指定物質」：
 - [化学兵器禁止法施行令\(別表\)](#)
 - [構造式\(表2剤、表3剤\)](#)
5. 「有機化学物質」及び「特定有機化学物質」：
 - 「特定物質」及び「指定物質」以外の有機化学物質で、特に、リン(P)、硫黄(S)、フッ素(F)を含むものを「特定有機化学物質」という
 - [関税定率法別表 第28類、第29類、第32類](#) に該当するもの
6. [独立行政法人製品評価技術基盤機構](#)